



福岡医発第 1367 号 (地)

平成 21 年 10 月 23 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

「特区、公共サービス改革集中受付」について

標題のことについて、政府は例年どおり、構造改革特区の提案や全国規模の規制改革の要望等に関する提案募集を 10 月 13 日より 1 ヶ月間全国で行うこととしており、多方面から多数の提案が出されることが予想されます。

構造改革特別区域法は、制定・施行以来数年が経過しておりますが、最近でも外国人医師によるへき地での医療行為やナースプラクティショナーに関する提案が出されるなど、予断を許しません。また、緊急の遠距離訪問診療に必要な自動車の緊急自動車としての指定追加、医療法人による日中一時支援預かり事業や救急救命士によるアナフィラキシーショック患者へのエピネフリン注射器の使用など実現した提案もみられます。

つきましては、貴医師会管下の市町村や各種団体、企業などから提案されることが考えられますので、医療に関する提案については十分注視していただき、情報が入りましたら本会地域医療課 (TEL092-431-4564) までご連絡いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 例年同時に募集されておりました、「全国規模の規制改革の提案受付」につきましては、現行の制度を見直したうえで、あらためて提案受付が行われます。
- 2) 医療に関する提案等には、早急に対処する必要がありますので、まずはお電話にてご連絡下さい。
- 3) これまでの提案募集に関する情報は下記ホームページをご参照下さい。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/teianbosyu.html>



首相官邸

トップページ 

[トップ](#) > [会議等一覧](#) > [構造改革特別区域推進本部](#)

平成21年10月6日

(平成21年10月8日一部変更)

「特区、公共サービス改革集中受付」について

内閣官房地域活性化統合事務局
内閣府 公共サービス改革推進室

1. 趣旨

政府では、本年10月13日から11月12日までの間、特区における規制の特例措置の提案及び競争の導入による公共サービスの改革に関する意見を同時に受け付けます。

つきましては、下記をご参照のうえ奮ってご提案をくださいますようお願いいたします。

※なお、全国規模の規制改革の提案受付制度につきましては、皆様のニーズにあったよりよい制度にできないかとの観点から、現行の制度を見直したうえで、あらためて提案受付を行うことといたしました。

(1) [募集要項\[PDF\]](#)

(2) [共通記入様式\[EXCEL\]](#)

(3) 記入例

1) [構造改革特区に関する提案\[PDF\]](#)

2) [競争の導入による公共サービスの改革に関する意見\(国\)\[PDF\]](#)

3) [競争の導入による公共サービスの改革に関する意見\(地方\)\[PDF\]](#)

2. 連絡先

各制度についてご不明な点等ございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

● 地域活性化統合事務局

(稲 村 ・ 中 村 03-3539-2229)

(吉 田 03-3539-2195)

○ 公共サービス改革推進室

(林 ・ 並 木 03-5501-1878)

○ 規制改革推進室

(小 椋 03-5501-2830)

(馬 場 03-5501-2815)

(上 村(かみむら) 03-5501-2805)

※募集全般に関するお問い合わせにつきましては、地域活性化統合事務局までご連絡ください。

※構造改革特区及び公共サービス改革の各制度の内容につきましては、下記ホームページをご参照ください。

○ 構造改革特区について

構造改革特別区域推進本部

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html>

○ 競争の導入による公共サービスの改革について

公共サービス改革推進室

<http://www5.cao.go.jp/koukyo/index.html>

「特区、公共サービス改革集中受付」募集要項

内閣官房 地域活性化統合事務局
内閣府 公共サービス改革推進室

政府では、国の制度改革に関する提案を本年10月13日から11月12日までの1か月にわたって募集いたします。(特区、公共サービス改革に係るもの)

1. 趣 旨

政府では、国の制度改革等に関する提案(要望)を一元的に、集中して募集いたします。募集する提案(要望)は、次のとおりです。

- (1) 特区に関する提案
- (2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する意見

2. 提案(要望)の主体

地方公共団体はもとより、民間企業、各種団体、個人等を問わず、どなたでも国に直接、提案(要望)を提出いただけます。(民間企業、各種団体、個人等が提案を提出するに当たっては、地方公共団体等を経由する必要はありません。)なお、提案(要望)の主体名は非公表とすることもできます。

3. 募集期間

平成21年10月13日(火)から11月12日(木)正午まで
(詳細については、**11. 募集締切** をご参照下さい。)

4. 提出先

内閣官房 地域活性化統合事務局内 提案(要望)募集担当

<住所> 〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎 6階

<電話> 03-3539-2229

<メール> toc@cas.go.jp

5. 提案（要望）の取扱い

（１）関係省庁との調整

いただいた提案（要望）については、取扱いを希望される制度別に次の方法により、それぞれ関係省庁と調整を行います。

また、関係省庁との調整過程は、ホームページ上で公開されます。

（注１）提案（要望）の内容によっては、ご希望と異なる制度での取扱いとなる場合があります。

（注２）どの制度に応募すべきか不明な場合には、地域活性化統合事務局で提案（要望）内容を確認後、適切な制度を選定いたします。

提案（要望）の内容	調整方法	調整過程の公開
特区	地域活性化統合事務局が関係省庁と調整	構造改革特別区域推進本部ホームページ http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html
競争の導入による公共サービスの改革に関する意見	公共サービス改革推進室が関係省庁と調整 必要に応じて官民競争入札等 監理委員会で審議	公共サービス改革推進室ホームページ http://www5.cao.go.jp/koukyo/index.html

（２）結論

関係省庁との調整後、それぞれ次の時期に一定の結論を出すことを予定しています。

提案（要望）の内容	結論の出る予定時期等
特区	平成 22 年 2 月頃を目途
競争の導入による公共サービスの改革に関する意見	少なくとも毎年度一度、官民競争入札等監理委員会の議を経て、公共サービス改革基本方針を改定

6. 募集する提案（要望）の概要

（１）特区に関する提案

構造改革特区とは、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する特定の地域（特区）を設けて、規制改革や地域活性化を推進するものです。この制度に関して、具体的な規制の特例措置の提案を募集いたします。

（備考）

イ、１つのプロジェクトを実現する上で複数の規制が障害となっていることから、複数の規制の特例措置を組み合わせることを求める提案については、「プロジェクト型提案」として受け付け、関係省庁を一堂に集めた協議等により、プロジェクト全体の実現を目指します（「9. 提案（要望）書の記載方法」参照）。

ロ、必要に応じて、評価・調査委員会で提案の実現に向けた調査審議が行われ、場合により関係省庁も参加する審議の場で、提案者が意見を述べることができます。

※ 提案（要望）書の様式については **9. 提案（要望）書の記載方法** をご参照下さい。

（２）競争の導入による公共サービスの改革に関する意見

内閣府公共サービス改革推進室では、官民競争入札等^{注1)}の対象とすることにより、民間の創意工夫の発揮効果が高いものと見込まれ、かつ、国民のため、より良質かつ低廉な業務の実現が可能と考えられる具体的な公共サービスについて意見募集します。

＜募集するご意見の内容＞

国の行政機関等^{注2)}及び地方公共団体の公共サービスのうち、

- ①官民競争入札等の対象とすべきと考えられる公共サービス
- ②廃止すべきと考えられる公共サービス
- ③上記①・②に関し、政府が講ずべき規制改革等の措置 等

＜記入例＞

要望事業：現在〇〇が実施している△△事業について、官民競争入札等を実施

提案理由：現在〇〇が実施している△△事業については、官民競争入札等の対象とすることにより、民間の創意工夫の発揮効果が高いものと見込まれ、かつ、国民のため、より良質かつ低廉な業務の実現が可能と考えられる。

注1) 官民競争入札と民間競争入札の総称。いわゆる「市場化テスト」のことを指します。

注2) 国の行政機関、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び特殊法人（ただし、特殊法人のうち、株式会社であるものを除く）

【各制度の概要】

各制度の内容については、それぞれ次のホームページをご参照下さい。また、各制度について、ご不明な点等ございましたら、**12. 連絡先** まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

○ 特区について

構造改革特別区域推進本部

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/>

構造改革特別区域推進本部

検索 

○ 競争の導入による公共サービスの改革について

公共サービス改革推進室

<http://www5.cao.go.jp/koukyo/index.html>

公共サービス改革推進室

検索 

7. 提案（要望）書記載にあたっての留意事項

提案(要望)書の記載にあたっての留意事項は、次のとおりです。

（１）共通の留意事項

① 提案(要望)のニーズ、内容・背景、効果等をできる限り具体的に記載すると、実現の可能性を高める上で効果的です。

イ. 特区により、どのような事業が可能となるのか、逆に、現在の規制によってどのような事業ができないのか、具体的なニーズに基づいて記述すると効果的です。

ロ. どのような特区が必要なのか、単に規制を廃止するだけでなく、どのような規制に変えればよいのか等を検討して下さい。

ハ. 特区の実現又は官民競争入札又は民間競争入札により期待される効果を記載して下さい。

② 過去に提案(要望)されたものと同様の提案(要望)を再度行う際には、実現の可能性を高めるためにも、これまで関係省庁から示された回答や関連の委員会等での議論を踏まえた内容の提案(要望)をお寄せ下さい。

イ. 再提案(要望)の際には、関係省庁からの反論や懸念事項に対する具体的な解決方法等を明らかにすると、より効果的です。

ロ. 過去の募集において実現できなかった事項であっても、過去の提案(要望)とは異なる視点からのアプローチにより、当初の目的の達成が可能となる場合がありますので、様々な視点からご検討下さい。

過去の募集における関係省庁の回答等は、**6. 募集する提案(要望)の概要**の【各制度の概要】に記載の[関連ホームページ](#)でご覧になることができます。

また、類似する過去の提案(要望)についての関係省庁とのやりとりについてご覧になりたい場合には、**12. 連絡先**にご相談下さい。

③ 関係省庁等への苦情は、募集の対象となりませんので、ご了承願います。

(2) 特区に関する提案についての留意事項

① 単に税財源措置の優遇を求めるものは、対象となりません。

② 規制の特例を設け、又は規制を緩和することにより、想定される弊害がある場合は、その弊害に対する予防措置(代替措置)も併せて提案いただくことが効果的です。

予防措置(代替措置)の例

【例1】規制を緩和した場合に考えられる××の弊害については、当市において〇〇を行うことにより弊害の発生を予防することが可能と考えられます。

【例2】特区内における「どぶろく」の小規模製造を可能にした場合において、①農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米を原料とすることにより製造コストが抑えられること、②特区内で酒税法違反が起きないよう地方公共団体が制度内容の広報等を積極的に行うことにより、酒税を適正かつ確実に回収することができます。(実際、このように代替措置があったことにより「どぶろく特区」が実現しました。)

③ 提案(要望)提出後、関係省庁との調整の過程では、関係省庁から出された回答について、ご意見を提出していただく機会を設けることとなっております。

その際には、関係省庁からの回答への反論や懸念事項の具体的な解決方法等ができる限りご提示下さい。

- ④ 規制の所在が明確ではない場合には、提案(要望)の実現の可能性を高めるためにも、できるだけ事前に **12. 連絡先** にご相談下さい。

8. 提案(要望)に際しての注意事項

(1) 特区に関する提案

- ① 提案にあたっては、実現性を高めるためにも、積極的に次の相談会等をご活用下さい。

イ. 全国各地で開催される「もみじキャラバン」への参加

提案募集に先立ち、担当職員が各地に出向き、各制度の内容や提案方法等の説明を行うとともに、具体的な提案に係る個別相談会を行います。次のホームページをご参照下さい。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/090908bosyu.html>

ロ. 各都道府県に配置された特区制度の実務レベルの専門家である「特区エキスパート」や地域再生制度について普及・啓発を行う「地域再生伝道師」への相談

「特区エキスパート」については、次のホームページをご参照下さい。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/osirase/0504.pdf>

「地域再生伝道師」については、次のホームページをご参照下さい。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tikisaisei/osirase/050509/050509dendousi.pdf>

ハ. 地域活性化統合事務局への事前の相談

地域活性化統合事務局への相談には、**12. 連絡先** の電話又はメールをご利用下さい。

メール相談については、相談内容を【toc@cas.go.jp】まで送付して下さい。

※ 半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないで下さい。

二. 出前コンサルタントの派遣

制度の勉強会や提案の検討会等、ご要望に応じて担当者を講師やコンサルタントとして派遣しています。上記ハの電話又はメール相談を利用してお問い合わせ下さい。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/others/031003dema.html>

ホ. 地域活性化応援隊派遣相談会における個別相談等

国等の職員や民間の専門家が各地に出向き、ノウハウを活用して地域の取組を後押しする「地域活性化応援隊派遣相談会」については、次のホームページをご参照下さい。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tikisaisei/active_supporter.html

- ② 認定申請と提案募集の違いについて

イ. 今回の提案募集は、特区における規制の特例措置の追加等の新たなアイデアを募集するものです。既存の特区の規制の特例措置を活用する場合の構造改革特別区域

計画の「認定申請」とは異なりますので、ご注意ください。

ロ、今回の募集において、提案を行ったか否かによって、構造改革特別区域計画の認定にあたって、有利又は不利に扱われることはありません。

(2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する意見

「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見募集に先立ち、8月21日(金)から9月11日(金)までの間、国の行政機関等が実施している公共サービスに関する情報の公表要請を受け付けました。受け付けた情報の公表要請の回答、平成18年度から20年度までの「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見(要望)の受付状況、見直しに関する意見(要望)に対する各府省の回答は、公共サービス改革集中受付ホームページ(<http://www5.cao.go.jp/koukyo/momiji/momiji.html>)に掲載されておりますので、ご提案の際にご活用下さい。

(注) 今回の意見は、官民競争入札等への実際の参加とは別のものです。今回意見を提出された方であっても、その後の状況等を踏まえ、実際の入札に参加しないこととなっても差し支えございません。

9. 提案(要望)書の記載方法

提案(要望)書の様式は共通です(別紙:共通様式)。なお、具体的な記載方法については、それぞれ次の記載例(別添)をご参照下さい。

(1) 特区に関する提案：(別添)記載例1

(注) 複数の規制の特例措置を組み合わせることを求める「プロジェクト型提案」については、様式の「プロジェクト名」欄についても記載して下さい。

(2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する意見：

① インターネットによる応募の場合

下記URLのホームページをご覧ください、各項目ごとに記載されている記載例を参照して下さい。

* <https://form.cao.go.jp/koukyo-question/opinion-0005.html>

② 電子メール、郵送又は持参の場合

(別添)記載例2-1(国)、(別添)記載例2-2(地方)を参照して下さい。

10. 提案(要望)書の提出方法

次に掲げるいずれかの方法により提出して下さい。

(1) 郵送等による配達又は持参の場合

① 提案(要望)書2部 及び ②電子媒体1式を提出

※ 郵送等による配達の場合には、封筒の表面に「提案(要望)書在中」と朱書きして下さい。

① 提案(要望)書 2部

【留意事項】

- イ. 提案(要望)書は、片面印刷にして下さい(両面印刷は避けて下さい。)
- ロ. 全ての書類(提案(要望)書、参考資料)はダブルクリップで綴じて下さい(ホチキスや外れやすいクリップは避けて下さい。)
- ハ. オリジナルの原稿が A4 サイズではない参考資料は、必ず A4 サイズに縮小(拡大)したものを添付して下さい。
- ニ. カラー原稿でなければ表現することができない内容である等、特別な事情がない限り、原稿は白黒で作成して下さい。
- ホ. 提案(要望)書、参考資料の順番にクリップ留めして下さい。

② 提案(要望)書<電子データ>を保存した電子媒体(FD、MO 又は CD-R) 1 式

【留意事項】

- イ. 電子媒体には、次の様にラベルを付して下さい。
「提案(要望)主体名 提案(要望)名」(例:〇〇町 △△△基準の緩和又は□□特区)
なお、「提案(要望)主体名」について、複数の主体による共同提案(要望)の場合は、連絡先として、提案(要望)様式に記載されている者又は団体の名称を記載し、提案(要望)主体が個人の場合は「個人」と記入して下さい。
また、「提案(要望)名」には、提案(要望)様式の「要望事項(事項名)」を記入して下さい。
- ※1. 提案(要望)については、同一提案(要望)主体から提出できる電子媒体及び電子ファイルの数は一つのみとします。同一提案(要望)主体から複数の電子媒体又は複数の電子ファイルを提出することはできません。
- ※2. 同一提案(要望)主体が複数の提案(要望)を行う場合は、必ず全ての提案を同一ファイル内の同一シートにまとめて記載して下さい。
- ロ. 電子媒体に保存する提案(要望)書の電子データのファイル名は、次の様に付して下さい。
「提案(要望)主体名 提案(要望)名」(例:〇〇町 △△△基準の緩和又は□□特区)
「提案(要望)主体名」、「提案(要望)名」は、イと同様に記載して下さい。
- ハ. 参考資料は、電子データ化した上で電子媒体に保存して下さい。

(2) 電子メールの場合(データ容量 2M バイト未満の場合に限ります。)

提案(要望)書<電子データ>一式を添付して提出

※ 提案(要望)書及び参考資料の全てのファイルを添付して【 toc@cas.go.jp 】まで送付して下さい

い。

また、当方より到着した旨のご連絡はしておりませんので、送付後に念のため、地域活性化統合事務局(TEL 03-3539-2229)に確認のご連絡をいただければ幸いです。

【留意事項】

イ. 電子メールのタイトル(件名)は、「提案(要望)書送付 提案(要望)主体名」と記載して下さい。(例:提案書送付 ○○町)

「提案(要望)主体名」について、複数の主体による共同提案(要望)の場合は、連絡先として提案(要望)様式に記載されている者又は団体の名称を記載し、提案(要望)主体が個人の場合は「個人」と記載して下さい。

ロ. 提案(要望)書の電子データのファイル名は、次の様に付して下さい。

「提案(要望)主体名 提案(要望)名」(例:○○町 △△△基準の緩和又は□□特区)

「提案(要望)主体名」は、イと同様に記載して下さい。また、「提案(要望)名」には、提案(要望)様式の「要望事項(事項名)」を記載して下さい。

※1. 提案(要望)については、同一提案(要望)主体から提出できる電子ファイルの数は一つのみとします。同一提案(要望)主体から複数の電子ファイルを提出することはできません。

※2. 同一提案(要望)主体が複数の提案(要望)を行う場合は、必ず全ての提案を同一ファイル内の同一シートにまとめて記載して下さい。

ハ. 参考資料は、電子データ化した上で、提案(要望)書と併せて送信して下さい。

ニ. 添付ファイルの合計容量は最大で 2M バイト未満になるようにして下さい(システム上、2M バイト以上のメールについては受け付けられないことがありますので、ご注意下さい。)。

(3) インターネットの場合(公共サービス改革の意見のみ)

下記URLからお入り下さい。

* <https://form.cao.go.jp/koukyo-question/opinion-0005.html>

(注) インターネットでの意見提出の際は、参考資料等を添付して送付することは出来ません。

11. 募集締切

平成21年11月12日(木)正午までに必着。ただし、下記事項にご留意下さい。

(1) 持参の場合

3. 募集期間 の平日の10:00~17:00までの間に、4. 提出先 にお越し下さい。

なお、最終日(11月12日(木))は正午までの受付となりますのでご注意下さい。

(2) 郵送等による配達の場合

11月12日(木)正午までに必着として下さい。

(3) 電子メールの場合

11月12日(木)正午までに必着として下さい。

(4) インターネットの場合

11月12日(木)正午までに必着として下さい。

※ 期限に遅れて到着した提案(要望)書や配達事故や通信事故により未着・遅着となった提案(要望)書については、受け付けられませんのでご注意下さい。

※ 期限までに提案(要望)書の不備が修正されなかった場合は、本募集において受け付けることができませんので、あらかじめご了承下さい。なお、受付期限間際のご提出は、提案(要望)書の不備の修正が時間的にも困難となりますので、できる限り早めにご提出いただきますようお願いいたします。

※ 提案(要望)内容の詳細等を確認する際に必要となりますので、提案(要望)書に連絡先等を必ず記載して下さい。

12. 連絡先

ご不明な点がございましたら、該当する下記連絡先までお問い合わせ下さい。なお、募集全般に関するお問い合わせにつきましては、地域活性化統合事務局までご連絡下さい。

◎ 募集全般に関すること、特区に関すること。

【地域活性化統合事務局】

稲村・中村 03-3539-2229、吉田 03-3539-2195

○ 競争の導入による公共サービスの改革に関すること。

【公共サービス改革推進室】

林・並木 03-5501-1878